

保育等子育て環境充実事業費補助金臨時枠（園児等交通安全緊急対策事業）交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、次条に規定する施設等を利用する児童（以下、「園児等」という。）を交通事故から守るため、施設等の敷地外において日常的に行われる、園児等が集団で移動する活動（以下、「施設外活動」という。）に係る交通安全対策に資するための事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる施設又は事業を府内において運営又は実施する者（以下、「補助事業者」という。）とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2の障害児通所支援事業を行うものとして同法第21条の5の15の指定を受けた事業者が開設する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けた事業所
- (3) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下、「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていない施設
- (6) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- (7) 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設
- (8) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- (9) その他知事が特に認める施設

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が実施する施設外活動に係る交通安全対策に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、国や府の他の補助金等の交付を受ける事業を含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設等の運営に係る経常的な経費

(2) 前号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、補助対象施設ごとに10万円とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、事業計画書(別記第2号様式)を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容等について審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 第7条の規定による交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止(廃止)申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 第7条の規定による交付決定を受けた者は、規則第13条の規定による実績報告書(別記第5号様式)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(書類の整備)

第11条 交付金の交付を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号

に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が 50 万円以上のものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和元年 7 月 5 日から施行し、令和元年 5 月 8 日以降に着手した補助対象事業に対して適用する。